

一般廃棄物処理事業実態調査

(平成 17 年度実績)

入力・記入上の注意

電子調査票操作上の注意

- 1 電子調査票の種類は「処理状況調査票〔市町村用〕」、「処理状況調査票〔事務組合用〕」、「事業経費調査票〔市町村用〕」、「事業経費調査票〔事務組合用〕」、「施設整備状況調査票〔都道府県・市町村・事務組合用〕」、「施設整備状況調査票〔民間施設用〕」の6種類で構成されている。

※昨年度までの調査では、事業経費に係る調査票を処理状況調査票に含めていたが、今年度は別々の調査票とする。

- 2 配布フォルダの種類と数量は下記のとおりである。調査票受領後格納状況を確認し、問題があれば委託調査機関の(株)プラトー研究所へ問い合わせのこと。

フォルダ種別	格納内容	ファイル形式	数量	備考
都道府県用	調査実施要領	Wordファイル	1	
	施設整備状況調査票〔都道府県・市町村・事務組合用〕	Excelファイル	1	表紙に記名等なし
	入力・記入上の注意	Wordファイル	1	
市町村用	調査実施要領	Wordファイル	1	
	処理状況調査票〔市町村用〕	Excelファイル	所管市町村分	表紙に記名等あり
	事業経費調査票〔市町村用〕	Excelファイル	所管市町村分	表紙に記名等あり
	施設整備状況調査票〔都道府県・市町村・事務組合用〕	Excelファイル	所管市町村分	表紙に記名等あり
	入力・記入上の注意	Wordファイル	所管市町村分	
事務組合用	調査実施要領	Wordファイル	1	
	処理状況調査票〔組合用〕	Excelファイル	1	表紙に記名等なし
	事業経費調査票〔組合用〕	Excelファイル	1	表紙に記名等なし
	施設整備状況調査票〔都道府県・市町村・事務組合用〕	Excelファイル	1	表紙に記名等なし
	入力・記入上の注意	Wordファイル	1	
民間施設用	施設整備状況調査票〔民間施設用〕	Excelファイル	1	表紙に記名等なし

- 3 組合用および民間施設用の調査票については1組しかないので、当該都道府県の担当者が必要な数量だけ複製し、組合用は事務組合へ配布し、民間施設用は都道府県が入力・記入する。

- 4 フォルダ名とファイル名については、事務組合用調査票と民間施設用調査票は提出時に下記の要領で変更付与し、提出のこと。

○配布時のフォルダとファイルの名称

種別	名称		例
都道府県用	フォルダ	[都道府県コード]+[都道府県名]	01北海道
	ファイル	[都道府県コード]+[都道府県名]+[調査票種別]	01北海道施設
市町村用	フォルダ	[地方公共団体コード]+[市町村名]	01100札幌市
	ファイル	[地方公共団体コード]+[市町村名]+[調査票種別]	01100札幌市処理
事務組合用	フォルダ	[00000]+[組合]	00000組合
	ファイル	[00000]+[組合]+[調査票種別]	00000組合処理
民間施設用	フォルダ	[都道府県コード]+[施設整備状況調査票(民間施設)]	12施設整備状況調査票(民間施設)
	ファイル	[都道府県コード]+[民間施設]+[調査票種別]	12民間施設調査票

○提出時のフォルダとファイルの名称

種別	名称		例
都道府県用	フォルダ	配布時の名称を変更しない	01北海道
	ファイル	配布時の名称を変更しない	01北海道施設
市町村用	フォルダ	配布時の名称を変更しない	01100札幌市
	ファイル	配布時の名称を変更しない	01100札幌市処理
事務組合用	フォルダ	[組合コード]+[組合名略称]	01810北後志組合
	ファイル	[組合コード]+[組合名略称]+[調査票種別]	01810北後志組合処理
民間施設用	フォルダ	配布時の名称を変更しない	12施設整備状況調査票(民間施設)
	ファイル	[都道府県コード]+[民間施設名略称]+[調査票種別]	12ナリコー施設

※組合名および民間施設名の略称は事務組合および都道府県が任意に付与のこと

※組合名および民間施設名の略称の文字数は全角6文字までとする

※調査票種別 処理:処理状況調査票、経費:事業経費調査票、施設:施設整備状況調査票

- 5 この調査票は EXEL マクロ (Microsoft Windows 対応) で作成されている。ファイルを開くときに「セキュリティ警告」が出る場合がある。警告が出た場合は警告画面の「マクロを有効にする」を選択する。
- 6 処理状況調査票および事業経費調査票はファイルを開くと最初のページが「トップページ」となっている。このときトップページから各表へ移行するボタンが動作しない場合は次の設定をすること。「ツール」コマンドの「マクロ」を選択するとプルダウンメニューで「セキュリティ」を選ぶ。セキュリティレベルの変更画面があるので、セキュリティレベルを「中」に変更する。
- 7 処理状況調査票および事業経費調査票の操作方法(市町村用、組合用共通)
 - ①調査票記入の手順は、トップページから各表へ移行し記入→全表記入完了→トップページのエラーチェックボタンを押す→エラーチェック結果ボタンを押す→各表のエラーチェック結果を確認する→エラーの場合修正→修正完了後終了ボタンを押す→ファイルを保存し終了となる。
 - ②記入途中でファイルを閉じる場合、終了ボタンを押すこと。ファイルの保存画面が出るので保存し、終了する。

③エラーチェックは整数入力を小数点以下の数値で記入した場合や、同数でなければならない欄が異なる場合、エラーとなる。同数エラーは関連する二つの表の合計値などが同数でなければならない欄が異なる値の場合にエラーとなって表示される。例：01表(03, 01)総人口と02表(08, 01)合計は同数でなければならないが、異なる場合、エラーとなる。

④エラーチェックおよびエラーチェック結果のボタンを押すとエラーデータが表示される。表示されたエラーデータは表に移行して修正のこと。

8 施設整備状況調査票の操作方法(都道府県・市町村・事務組合用、民間施設用共通)

①調査票を開くとトップページが出る。枠で囲われた中には作業を実行するコマンドボタンがあり、右側の表示は選択施設表示欄である。選択時点での選択施設と施設のシート枚数が表示される。

②最初に記入する調査票を選択ボタンから選択する(右側の選択施設表示欄に表示)。追加ボタンを押すとシートが生成される。次に生成されたシートに記入する際、シート番号欄に「1」を入力し、記入ボタンを押すと当該シートが出るのでそのシート上に入力・記入する。焼却施設など複数ある場合は、記入したいシート番号を入力し、記入ボタンを押すと当該シートへ移行する。

③焼却施設などが複数ある場合は、シートを分けて記入することになる。シートを追加する方法は②の方法と同様の手順で行う。右側の選択施設表示欄には追加されたシート枚数が表示される。

④誤ってシートを作り、削除したいときは、当該施設を選択し削除したいシートの番号を記入し、削除ボタンを押す。削除確認の画面が出るので、削除を選択するとシートが削除される。

9 各票の記入欄(セル)は水色で表示されている。水色表示以外の欄は入力・記入不要である。

10 選択式の調査票では入力・記入の際、選択項目番号を数値(半角数字)で記入のこと。また、複数選択の場合は数値間を「,」(半角)で記入のこと。

11 この調査票では「0」を入力・記入した場合、表示されない(施設整備状況調査票を除く)。しかし「0」数値として入力されている。

12 電子調査票に関する問合せ先

(株)プラトー研究所 環境情報部 難波、吉村

電話 03-3232-6801 E-mail: haikibutu_info@plato.co.jp

電子調査票の提出

- 1 市町村及び事務組合は調査票記入後、都道府県に提出すること。
- 2 都道府県は市町村、事務組合が記入した調査票を集約ソフトで取りまとめた上で、調査委託機関である(株)プラトー研究所へメール又は電子媒体で送付すること
- 3 都道府県から調査委託期間への提出期限は平成18年11月24日(金)である。

処理状況調査票〔市町村用〕の入力・記入上の注意

- 1 この調査票は、ただし書きのある項目以外は、市町村が事務組合、委託業者及び許可業者によって処理しているものも含め入力・記入すること。特に、事務組合で一般廃棄物の処理を行っている場合には、該当する市町村分の数量を入力・記入すること。構成市町村ごとの数量が不明な場合には、ごみの発生量等は人口に、処理残渣等については搬入量に基づくなど、構成市町村ごとに推定・算出して入力・記入すること。
- 2 他市町村、公社、民間等に委託した数量も計上して入力・記入すること。ただし、他の市町村（事務組合を含む）から受託した数量は計上しないこと。
- 3 特に指示がない限り、数量が0の場合も必ず「0」と入力・記入すること。（「0」は表示されない）
- 4 年間実績値については、平成17年度の実績とすること。
- 5 指定単位未満の端数については、特にことわりがない限り四捨五入によること。
- 6 各ページの回答において整合性（ごみ搬入量と処理量の関係、別冊の施設状況調査票の記載内容との関係等）が確保されていることを確認すること。
- 7 本文中の「(〇〇, 〇〇)」は（行, 列）番号を示す。

(01表について)

- 1 人口は平成17年10月1日現在とする。
- 2 「計画収集人口(01)」は、実際にごみの収集を行っている区域の人口を入力・記入すること。
- 3 「計画収集人口(01)」と「自家処理人口(02)」の和が市町村の「総人口」となること。さらに、総人口は都道府県の統計課が平成17年10月1日付けで公表するために市町村に報告を求めた数値(住民基本台帳人口)に基づくこと。
- 4 計画収集人口+自家処理人口= (総人口) が02表における総人口と一致していること。

(02表について)

- 1 本表では、行政区域内で事務組合が処理している分も含めて計上、入力・記入すること。
- 2 「公共下水道人口(04)」……水洗便所から公共下水道に放流するものをいう。
「コミュニティ・プラント人口(05)」……水洗便所からコミュニティ・プラントを経て放流するものをいう。
※コミュニティ・プラントとは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項により定められた「市町村の定める一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置した、し尿処理施設においてし尿と生活雑排水を併せて処理する施設のことをいう。

「浄化槽人口(06,01)」・・・単独処理浄化槽人口、合併処理浄化槽人口、農業集落・漁業集落排水処理施設人口等、浄化槽を経て放流している対象人口をいう。

「浄化槽人口(06,02)」・・・浄化槽人口のうち、合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口を含む）のみの人口を入力・記入すること。

3 非水洗化人口(03)＋水洗化人口(07)の和が総人口となること。さらに01表による総人口と一致していること。

(03表について)

- 1 この表は、市町村の職員(委託業者は除く)で平成17年度末現在、廃棄物処理行政に従事しているものについて入力・記入すること。
- 2 ごみ、し尿に直接係わらない管理部門(本庁等)の職員については、職員数で按分して入力・記入すること。
- 3 「一般職事務系(01)」とは、一般事務員、指導員、集金員等をいい、「技術系(02)」とは、土木、衛生、建築、機械、電気、化学等の技術系職員をいう。
- 4 「技能職(収集運搬)(03)」とは、収集運搬車運転手、整備士、修理士、船舶乗員、船舶整備士、収集作業員等の収集運搬業務に携わる技能士、作業員をいう。
- 5 「技能職(中間処理)(04)」とは、クレーン操作者、ピット係員、焼却作業員等中間処理に携わる技能士、作業員をいう。
- 6 「技能職(最終処分)(05)」とは、埋立地作業員等、最終処分に携わる技能士、作業員をいう。
- 7 「技能職(その他)(06)」とは、洗濯作業員、監視員、雑役等をいう。
- 8 同一職員が他の業務を兼務している場合には、廃棄物処理事業経費(32表)での割合で職員数を按分すること。さらに、臨時備上は、延べ人数を365日で割り、最終的に小数点第1位で四捨五入して整数化すること。

(04表について)

- 1 この表は、一般廃棄物処理に関して市町村が行った、調査対象年度末現在での委託件数、許可件数を入力・記入すること。(同一業者の重複もあり得る)

(05表について)

- 1 この表は、自らの市町村に主たる事務所を置く委託・許可業者について調査し、入力・記入すること。さらに、同一業者について、複数の市町村が重複して入力・記入しないよう注意すること。
- 2 事務組合が委託又は許可を行っている業者に関しても、自らの市町村内に主たる事務所を置いている場合には計上すること。

3 業者とは、市町村において、委託あるいは許可を受けてごみあるいはし尿の処理を行っているもの及び浄化槽清掃業者をいう。

(06表について)

- 1 この表は、自らの市町村に主たる事務所を置く委託・許可業者について調査し、入力・記入すること。さらに、同一業者について、複数の市町村が重複して入力・記入しないよう注意すること。
- 2 事務組合が委託又は許可を行っている業者に関しても、自らの市町村内に主たる事務所を置いている場合には計上すること。
- 3 同一人が兼務している場合には、従事割合で按分し、入力・記入すべき合計値が1未満になった場合は、小数第1位で四捨五入し整数とすること。

(07表について)

- 1 平成17年度末現在で、所有する総台数(総隻数)及び総積載量をそれぞれ入力・記入すること。
- 2 事務組合が所有している車両・船舶及び、事務組合が委託又は許可している業者の車両・船舶は本表には計上しないこと。
- 3 「収集車(01)」とは、処理施設までごみを運搬するための車両のことをいう。
- 4 「運搬車(02)」とは、ごみを積替えて処理施設まで運搬するための車両、残渣等を運搬するための車両のことをいう。
- 5 「(02), (04), (06)積載量」は各車両又は船舶の積載量の合計とし、小数第1位で四捨五入し整数とすること。合計値が1未満の場合は、「1」とすること。
- 6 「委託業者分」、「許可業者分」欄は、市町村の計画処理区域内から排出されるごみを処理するために使用される、委託業者及び許可業者の所有する車両・船舶について入力・記入すること。

(08表について)

- 1 事務組合が所有している車両船舶及び事務組合が委託又は許可している業者の車両・船舶は計上しないこと。
- 2 平成17年度末現在所有する総台数(総隻数)及び総積載量をそれぞれ入力・記入すること。
- 3 「収集車(01), (02)」とは、各家庭等からし尿を収集し、処理施設まで運搬するための車両のことをいう。
- 4 収集車で、汚泥濃縮・脱水車等は「その他(02)」に入力・記入すること。
- 5 「運搬車(04)」とは、し尿を積替えて処理施設まで運搬するための車両、残渣等を運搬するための車両のことをいう。
- 6 「運搬船等の船舶(06)」には海洋投入船を除いて入力・記入すること。
- 7 「(02), (04), (06)積載量」は各車両又は船舶の積載量の合計とし、小数第1位で四捨五入し整数とすること。合計値が1未満の場合は、

「1」とすること。

- 8 「委託業者分」、「許可業者分」欄には、市町村の計画処理区域内から排出されるし尿を処理するために使用される、委託業者及び許可業者の所有する車両・船舶について入力・記入すること。

(09表について)

- 1 「ごみの分別数(01)」には、本表のごみの区分に関わらず、分別収集しているごみの数(種類)を入力・記入すること。分別収集数は排出者がごみを排出する際に分ける必要のある数をいう。

例えば、可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの3つの区分を設け、資源ごみとして缶、びん、ペットボトルを分別して収集している場合、ここでのごみ分別収集数は5種類となる。一方、可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみとして3分別で収集し、市町村で資源ごみを手選別等で分別している場合、ごみ分別収集数は3種類となる。

(10表について)

- 1 「ペットボトル」、「容器包装プラスチック(白色トレイを除く)」、「白色トレイ」、「その他のプラスチック」、「生ごみ」について、当該市町村にて収集される際の収集区分に「1」を入力されること。

例えば、「白色トレイ」がその他の廃棄物とともに「可燃ごみ」として収集されている際には、(03,02)に「1」と入力すること。

(11表について)

- 1 この表では該当する項目を①は「1」、②は「2」などの数字(半角)で入力・記入すること。
- 2 ここでいう収集区分は、次のものをいう。

混合ごみ：可燃または不燃を問わずに収集されるもの

可燃ごみ：焼却施設にて中間処理することを主に目的として収集されるもの

不燃ごみ：焼却施設以外の中間処理施設にて処理する、または最終処分することを目的として収集されるもの

資源ごみ：再資源化することを目的とし収集されるもの

その他収集ごみ：有害ごみや危険ごみ等で収集されるもの

粗大ごみ：比較的大きなものとして上記とは別に収集されるもの

- 3 「収集運搬(01)、(04)」、「中間処理(07)」、「最終処分(08)」について、該当するもの全てを入力・記入し、組合を構成して収集、処理、処分をしている場合も入力・記入すること。「最終処分(08)」については、未処理及び中間処理後の残渣物の実施形態を記入すること。

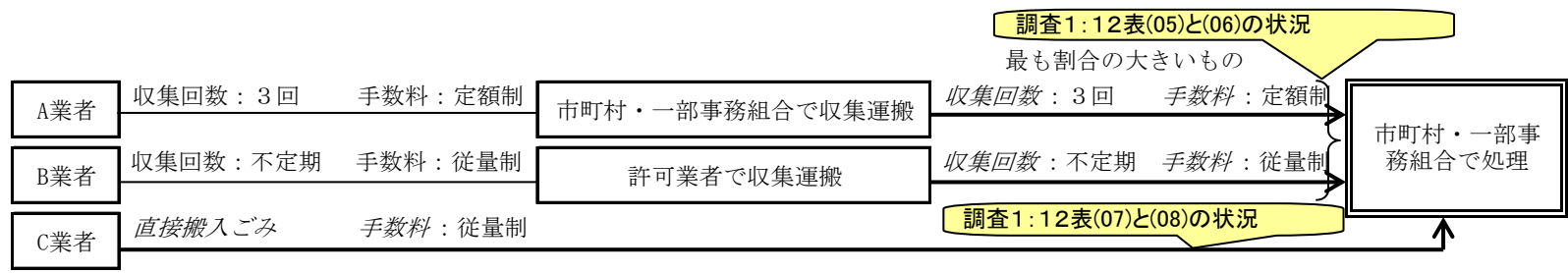
例えば、可燃ごみを事務組合で焼却処理し、焼却残渣（灰）は事務組合が民間業者へ委託して最終処分している場合

可燃ごみの中間処理の実施形態(07, 02) : ① 可燃ごみの最終処分の実施形態(08, 02) : ②

- 4 「実施形態(01), (04), (07), (08)」において、「①直営」は市町村または事務組合、「②委託」は委託業者、「③許可」は許可業者が収集することをいう。
- 5 当該市町村が、事務組合を形成して実施していれば「①直営」、事務組合が委託していれば「②委託」、事務組合が許可した許可業者が行っていれば「③許可」のそれぞれを市町村において記載すること。
- 6 資源ごみの「(11)その他」とは、紙類、金属類、ガラス類、プラスチック類、布類、生ごみ以外の素材で資源ごみとして収集している品目をいう。
- 7 収集回数はごみ毎に、各収集区分に該当するものを選択し、地区により収集回数異なる場合には、収集人口が最も多い地区について該当するものを回答すること。
- 8 「収集方式(03)、(06)」における「③併用」とは、当該市町村において、地域毎で収集方式異なる（一部の地域で各戸収集方式、その他の地域でステーション方式等）方式をいう。

(12表について)

- 1 この表は、生活系ごみ、事業系ごみのそれぞれについて、通常の収集によるごみと直接搬入ごみの別に、手数料に関して入力・記入すること。2つ以上選択肢に該当する場合であっても、最も割合の大きい主要なもの又は最も適当であると思われるものを1つ選択すること。選択項目は数値(半角数字)で入力・記入すること。
- 2 収集を行っていないごみについては、「手数料(01), (05)」では「④収集していない」を選択し、前表との整合性を確保すること。
- 3 「手数料(01)、(03)、(05)、(07)」が無料である場合には「②無料」を選択し、「徴収方法(02), (04), (06), (08)」は空欄とすること。
- 4 年度途中で収集方法等の変更があった場合は、年度末時点の状況を入力・記入すること。
- 5 資源ごみの「(11)その他」とは、紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック以外で資源ごみとして収集している品目をいう。
- 6 「(12)その他」とは有害ごみや危険ごみ等の混合ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみ以外で分別収集しているものをいう。
- 7 事業系ごみの手数料については、下図のように収集運搬は調査1、直接搬入は調査2での手数料と徴収方法を入力・記入すること。



(13表について)

- 1 各市町村の計画処理区域内のごみの収集数量を入力・記入すること。一部事務組合で収集を行っている市町村についても当該市町村分を必ず入力・記入すること。
- 2 収集区分については、11表の説明を参照すること。

(14表について)

- 1 「直接搬入ごみ」とは、処理施設に事業者等により直接搬入されたごみから市町村が収集処理を委託又は許可した者から搬入されるものを除いたものをいうが、以下の点に留意すること。
 - (1) 直接搬入された粗大ごみは直接搬入ごみとして扱うこと。
 - (2) 市町村の施設の他に事務組合所有の施設にも搬入されている場合は、両方合わせた数値を入力・記入すること。

(15表について)

- 1 自家処理量とは計画収集区域内で、市町村等により計画収集される以外の生活系一般廃棄物でごみを自家肥料又は飼料として用いるか、直接農家等に依頼して処分させ、または自ら処分しているものをいう。実績値が不明の場合は計画収集量、計画収集人口、自家処理人口を勘案して推定値を入力・記入すること。

$$\text{(推定例) 自家処理量} = \frac{\text{自家処理人口}}{\text{計画収集人口}} \times \text{計画収集量}$$

- 2 事務組合が収集運搬を行っている当該市町村分の自家処理量についても計上すること。

(16表について)

- 1 生活系ごみ、事業系ごみの数量については、各市町村の調査結果等資料がない場合、収集形態等を勘案して推定し、その数量を入力・記入すること。
(推定例) 生活系ごみ = 直営収集ごみ + 委託収集ごみ
事業系ごみ = 許可業者収集ごみ + 直接搬入ごみ
- 2 「合計(03)」が「13表の合計(07,04) + 14表(01)」と一致していること。

(17表について)

- 1 事務組合で資源化を行っている場合、当該市町村分の数量を入力・記入すること。数量が不明な場合は構成市町村ごとに推定、算出して入力・記入すること。
- 2 「(01)直接資源化」とは、資源化等を行う施設を経ずに直接(保管を含む)再生業者等に搬入されたものをいう。
- 3 「(04~08)資源化等を行う施設」とは、焼却施設、粗大ごみ処理施設以外の施設であって、資源化を目的とした選別、圧縮及び梱包を行う施設、堆肥化・飼料化等を行う施設をいう。
- 5 「(09)その他の施設」とは、焼却施設、粗大ごみ処理施設以外の施設であって、資源化を目的とせず埋立処分のための破碎、減容化等を行う施設等をいう。

(18表について)

- 1 「(09)集団回収」とは、市民団体等による収集において、市町村が用具の貸出、補助金等の交付等により関与しているものをいう。

(19表について)

- 1 事務組合で焼却処理を行っている場合、当該市町村分の数量を入力・記入すること。数量が不明な場合は構成市町村ごとに推定、算出して入力・記入すること。
- 2 他市町村、公社、民間等に委託した数量も計上して入力・記入すること。ただし、受託して処理した数量は計上しないこと。
- 3 「焼却施設(01)」は、「(02)ごみの直接焼却」+「(04)残渣焼却」の焼却量の計を「(01)処理量合計」に記入する。また、「残渣焼却(01,04)」の②は焼却以外の中間処理施設の「粗大ごみ処理施設(02,01),資源化等を行う施設(03,01),ごみ堆肥化施設(04,01),ごみ飼料化施設(05,01),メタン化施設(06,01),ごみ燃料化施設(07,01),その他の施設(08,01)」で処理した破碎ごみ、残渣等を焼却処理した数量を記入すること。
- 4 焼却以外の中間処理施設の「粗大ごみ処理施設(02,01),資源化等を行う施設(03,01),ごみ堆肥化施設(04,01),ごみ飼料化施設(05,01),メタン化施設(06,01),ごみ燃料化施設(07,01),その他の施設(08,01)」は焼却以外の中間処理量を記入すること。
- 5 「最終処分(09)」の「(01)処理量合計」は「直接最終処分(09,03)」の③と「処理残渣埋立(09,05)」の④の最終処分量の合計値を入力・記入すること。なお、「処理残渣埋立(09,05)」の④は「焼却施設」、焼却以外の中間処理施設の「粗大ごみ処理施設,資源化等を行う施設,ごみ堆肥化施設,ごみ飼料化施設,メタン化施設,ごみ燃料化施設,その他の施設」で処理した破碎ごみ、残渣等を埋立処分した数量(④-1~④-6)の合計値を入力・記入すること。
- 6 直接熔融炉やガス化熔融炉での処理量は「ごみの直接焼却(01,02)」に計上すること。
- 7 「資源化等を行う施設(03)」とは、粗大ごみ処理施設,ごみ堆肥化施設,ごみ飼料化施設,メタン化施設,ごみ燃料化施設,その他の施設以

外の施設であって、資源化を目的とした選別、圧縮及び梱包等を行う施設をいう。

- 8 「その他の施設(08)」とは、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、ごみ堆肥化施設、ごみ飼料化施設、メタン化施設、ごみ燃料化施設、以外の施設であって、資源化を目的とせず埋立処分のための破碎、減容化等を行う施設をいう。
- 9 資源ごみについては、市民団体等により収集(団体回収)された数量は本表では計上しないこと。
- 10 資源ごみ等で収集後、資源化処理施設を経ずに直接(保管を含む)再生業者等に搬入されたものは17表の「直接資源化」の欄に計上し、19表中には計上しないこと。
- 11 19表の「資源化量」は施設処理に伴う資源化量を計上すること。このとき17表の各「施設処理に伴う資源化量合計(08)」の数量と一致していること。
- 12 19表の各欄は下図を参考に入力・記入すること。

処理状況		処理量合計	直接焼却	直接埋立	残渣焼却	処理残渣埋立	資源化量		
施設の種類の		0 1	0 2	0 3	0 4	0 5	0 6		
焼却処理 (溶融含む)	0 1	①+② 総焼却量	① ごみが直接 焼却された		② 合計	④-1		← 17表(08,02)と同数	
焼却以外の 中間処理	粗大ごみ処理施設	0 2			②-1	④		← 17表(08,03)と同数	
	資源化等を行う施設 (溶融除く、汚泥C含む)	0 3	ごみが焼却以外の 中間処理施設で直接 処理された量		②	④		← 17表(08,08)と同数	
	ごみ堆肥化施設	0 4			② 焼却以外の 中間処理施設 残渣を焼却した量	④ 焼却残渣 処理残渣を 埋立てた量	資源化された量	← 17表(08,04)と同数	
	ごみ飼料化施設	0 5				②	④		← 17表(08,05)と同数
	メタン化施設	0 6				②	④		← 17表(08,06)と同数
	ごみ燃料化施設	0 7				②	④		← 17表(08,07)と同数
その他の施設	0 8				②	④			
最終処分	0 9	③+④ 総埋立量		③ ごみが直接埋 立られた		④ 合計			

(20表について)

- 1 この表は平成18年3月31日時点で、当該市町村として最終処分場を有している場合は「1」を、有しておらず民間の最終処分場に埋め立てを委託している場合は「0」を入力・記入すること。
- 2 ただし、当該市町村で最終処分場を有していない場合であっても、事務組合で所有している場合や大阪湾フェニックス計画対象地域の市町村及び他の市町村・公社等の公共処分場に埋立している場合は最終処分場を有しているものとする。
※昨年度までは追加調査としていたが、今年度から調査票内に新設した。

(21表について)

- 1 2つ以上該当する場合であっても、最も割合の大きい主要なもの又は最も適当であると思われるものを1つ選択し番号を入力・記入すること。

(22表について)

- 1 計画処理区域内の総収集量を収集形態別、収集区分別に入力・記入すること。
- 2 事務組合で収集を行っている場合、当該市町村分の数量を入力・記入すること。数量が不明な場合は構成市町村ごとに推定、算出して入力・記入すること。
- 3 し尿及び浄化槽汚泥の総収集量(04,03)は、26表の処理量(08,03)と原則として一致していること。
- 4 「直営(01)」……市町村または事務組合、「委託(02)」……委託業者、「許可(03)」……許可業者
- 5 事務組合にて委託又は許可業者に収集を行わせている場合は、委託又は許可の項において計上すること。

(23表について)

- 1 自家処理量とは、計画処理区域内で市町村等により収集されないし尿又は浄化槽汚泥を自家肥料として用いるか、直接農家等に依頼して処分し、又は自ら処分しているものをいう。実績値が不明の場合は計画収集量、計画収集人口等を勘案して推定値を入力・記入すること。

$$\text{(推定例) 自家処理量} = \frac{\text{自家処理人口}}{\text{計画収集人口}} \times \text{計画収集量}$$

- 2 事務組合が収集運搬を所管している場合にあっても、自家処理量は市町村における数量を入力・記入すること。

(24表について)

- 1 事務組合で処理を行っている場合、当該市町村分の数量を入力・記入すること。数量が不明な場合は構成市町村ごとに推定、算出して入力・記入すること。
- 2 「し尿処理施設(01)」……し尿処理施設において、嫌気性消化処理、化学処理、好気性処理及び湿式酸化処理方式等により処理するものをいう。
また、本欄には他市町村或いは民間が設置するし尿処理施設へ処理を委託した数量も含めて入力・記入すること。
- 4 「下水道投入(04)」……終末処理場のある下水道に圧送又は投入するものをいう。
- 5 「海洋投入(05)」……収集したし尿又は浄化槽汚泥を海洋に投入するものをいう。
- 6 「農地還元(06)」……収集したし尿又は浄化槽汚泥を農地に還元するものをいい、現実に肥料として使用しているものをいう。
- 7 「その他(07)」……上記「(01)～(06)」以外の方法により処分するものをいう。
- 8 し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、22表による総収集量(04, 03)と原則として一致していること。

(25表について)

- 1 し尿処理施設の処理残渣が、その後に処理された中間処理施設にその処理量(し尿処理施設からの搬出量)を記入の上、更にその中間処理後に最終処分として残渣が生じる場合はその数量を入力・記入すること。
- 2 他市町村、公社、民間等に委託した数量も計上して入力・記入すること。ただし、受託して処理した数量は計上しないこと。

(26表について)

- 1 本表は、当該市町村で委託処理されるごみについて、その委託状況を調査するものである。ただし、事務組合を構成している市町村が、当該事務組合で処理したものは除く。
- 2 本表では委託先の処理区分毎に処理量を入力・記入すること。例えば、一つの民間業者に不燃ごみを資源化と埋立を委託している場合は、不燃ごみで資源化された数量と不燃ごみで埋立処分された数量をそれぞれ計上すること。ただし、ごみ種別について、区分が出来ない場合は重複して選択してもよいが、その場合でも必ず処理区分についても選択し、委託先毎に入力・記入すること。また、分別収集をしていない場合には、「混合」ごみとすること。重複選択する場合は数値間に「,」(半角)を入力・記入のこと。
- 3 処理区分における「飼料・堆肥」とは、コンポスト化も含む。「資源」は「飼料・堆肥」、「燃料化」を除いたものである。
- 4 保管や運搬のみ委託の場合は、入力・記入しないこと。
- 5 市町村所有の処理施設を、管理のみ委託しているものは、入力・記入しないこと。
- 6 広域臨海環境整備センターへ委託している場合には、当該センターへの搬入量と整合を確保すること。

7 （財）日本容器包装リサイクル協会へ委託して資源化した数量については入力・記入しないこと。

（27表について）

- 1 本表はごみの収集区分別の総処理量のうち、災害廃棄物に限り調査するものである。
- 2 災害廃棄物とは、災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱の適用を受けて処理を行ったものをいう。
- 3 災害が発生したために生じた廃棄物の総量ではなく、そのうち当該年度中に処理をした量を入力・記入すること。
- 4 この表に入力された数値または合計値は、28表までに入力された数値または合計値の内数あること。
- 5 「がれき類」以外は、通常の収集区分で分別され、処理されたものをいう。
- 6 「がれき類」には、災害によって生じたコンクリート類の破片等に加え、通常の収集区分では分別が不可能であるものをいう。

事業経費調査票〔市町村用〕の入力・記入上の注意

(31表について)

- 1 この表は、市町村に係わるもののみ入力・記入すること。
- 2 起債償還額に係るものは除くこと。
- 3 平成17年度決算額又は決算見込み額を入力・記入すること。
- 4 「その他(05)」には、前記指定費目以外に廃棄物処理事業に係る特定財源がある場合のみ入力・記入すること。
- 5 「使用料(04)」とは、ごみ焼却場にごみを搬入する場合等に徴収する使用料をいう。
- 6 「手数料(04)」とは、廃棄物処理法第6条の2に基づき徴収している手数料をいう。
- 7 ごみ、し尿の処理に直接係わらない管理部門等の経費については、職員数等によってごみ及びし尿に按分して入力・記入すること。
- 8 許可申請・更新手数料は、「その他(05)」に計上すること。
- 9 合計(08)については、32表の合計(17)と一致すること。

(32表について)

- 1 この表は、市町村に係るもののみを入力・記入すること。
- 2 起債償還額に係るものは除くこと。
- 3 平成17年度決算額又は決算見込み額を入力・記入すること。
- 4 「建設・改良費(01~06)」は一般廃棄物処理施設の整備(修繕費は含まない。災害復旧費を含む)に係る経費(工事雑費や事務費を含む)をいう。
- 5 「その他(03)」とは中継施設、清掃事務所の整備に係る経費をいう。
- 6 「調査費(04)」とは建設・改良工事又はアセスメントに係る調査費をいう。
- 7 「組合分担金(05)、(16)」とは、廃棄物処理に関して、一部事務組合への負担金をいう。
- 8 「人件費(07)」とは、給与費、手当、賃金、福利費、報酬、退職給与金、研修費、報償賞等職員に係る経費をいう。
- 9 「処理費」における「収集運搬費(08)」とは、収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送等の収集運搬に係る人件費以外の経費をいい、粗大ごみ、大掃除、年末年始対策費も含む。
- 10 「処理費」における「中間処理費(09)」とは、処理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の維持管理費用等人件費以外の中間処理に係る経費をいう。
- 11 「処理費」における「最終処分費(10)」とは、埋立地の維持管理費等最終処分に係る人件費以外の経費をいう。

- 12 「車両等購入費(11)」とは、収集運搬、最終処分等に係る収集運搬車両等の購入経費をいう。
- 13 「委託費」における「収集運搬費(12)」とは、収集運搬に関して他市町村、自市町村が所属していない事務組合、民間業者に対して委託契約締結し、これに基づいて支出した経費をいう。
- 14 「委託費」における「中間処理費(13)」とは、中間処理（施設運転の委託等も含む）に関して他市町村、自市町村が所属していない事務組合、民間業者に対して委託契約締結し、これに基づいて支出した経費をいう。
- 15 「委託費」における「最終処分費(14)」とは、最終処分（施設運転の委託等も含む）に関して他市町村、自市町村が所属していない事務組合、民間業者に対して委託契約締結し、これに基づいて支出した経費をいう。
- 16 「委託費」における「その他(15)」とは、収集運搬、中間処理及び最終処分に属さない廃棄物処理に関して他市町村、自市町村が所属していない事務組合、民間業者に対して委託契約締結し、これに基づいて支出した経費をいう。
※昨年度までの調査では委託費を一括していたが、今年度から「収集運搬費(12)」、「中間処理費(13)」、「最終処分費(14)」、「その他(15)」に区分した。
- 15 「調査研究費(17)」とは、廃棄物に関する調査研究費(建設・改良工事又はアセスメントに係る調査費を除く)をいう。
- 16 「その他(19)」とは、第三セクターへの拠出金等、他の項目に属さない経費をいう。
- 17 「合計(20)」=小計(06)+小計(18)+その他(19)となること。
- 18 合計(20)については31表の合計(08)と一致すること。
- 19 ※のそれぞれは33表の組合分担金内訳の合計(06)と一致すること。

(33表について)

- 1 この表は、廃棄物処理に関して一部事務組合へ支出している負担金について、事務組合別に入力・記入すること。
- 2 組合分担金の「合計(06)」は32表の歳出の組合分担金(05、16)と一致すること。

処理状況調査票〔事務組合用〕の入力・記入上の注意

- 1 この調査票は、事務組合が、委託業者及び許可業者によって処理しているものも含め、入力・記入すること。
- 2 事務組合を構成する市町村以外の他市町村、公社、民間等に委託した数量も計上して入力・記入すること。
- 3 特に指示がない限り、数量が0の場合も必ず「0」と入力・記入すること。
- 4 年間実績値については、平成17年度の実績とすること。
- 5 指定単位未満の端数については、特にことわりがない限り四捨五入によること。
- 6 各ページの回答において整合性（ごみ搬入量と処理量の関係、別冊の施設状況調査票の記載内容との関係等）が確保されていることを確認すること。
- 7 本文中の「(〇〇, 〇〇)」は（行, 列）番号を示す。

（61表について）

- 1 該当するすべての項目の番号を入力・記入すること。複数選択の場合は数値間に「,」（半角）を入力・記入のこと。

（62表について）

- 1 当該事務組合を構成する市町村数を入力・記入すること。

（63表について）

- 1 当該事務組合を構成する市町村名を入力・記入すること。

（64表について）

- 1 この表は、事務組合の職員（委託業者は除く）で平成17年度末現在、廃棄物処理行政に従事しているものについて入力・記入すること。
- 2 ごみ、し尿に直接係わらない管理部門（本部等）の職員については、職員数で按分して入力・記入すること。
- 3 「一般職事務系(01)」とは、一般事務員、指導員、集金員等をいい、「技術系(02)」とは、土木、衛生、建築、機械、電気、化学等の技術系職員をいう。
- 4 「技能職(収集運搬)(03)」とは、収集運搬車運転手、整備士、修理士、船舶乗員、船舶整備士、収集作業員等の収集運搬業務に携わる

技能士、作業員をいう。

- 5 「技能職(中間処理)(04)」は、クレーン操作者、ピット係員、焼却作業員等中間処理に携わる技能士、作業員をいう。
- 6 「技能職(最終処分)(05)」とは、埋立地作業員等、最終処分に携わる技能士、作業員をいう。
- 7 「技能職(その他)(06)」とは、洗濯作業員、監視員、雑役等をいう。
- 8 同一職員が他の業務を兼務している場合には、廃棄物処理事業経費決算(72表)の占める割合で職員数を按分すること。さらに、臨時傭上は、延べ人数を365日で割り、最終的に小数点第1位で四捨五入して整数化すること。

(65表について)

- 1 この表は、一般廃棄物処理に関して事務組合が行った、調査対象年度末現在での委託件数、許可件数を入力・記入すること。
(同一業者の重複もあり得る)

(66表について)

- 1 平成17年度末現在で、所有する総台数(総隻数)及び総積載量をそれぞれ入力・記入すること。
- 2 市町村が所有している車両・船舶及び、市町村が委託又は許可している業者の車両・船舶は本表には計上しないこと。
- 3 「収集車(01)」とは、処理施設まで運搬するための車両のことをいう。
- 4 「運搬車(02)」とは、ごみを積替えて処理施設まで運搬するための車両、残渣等を運搬するための車両のことをいう。
- 5 「(02), (04), (06)積載量」は各車両又は船舶の積載量の合計とし、小数第1位で四捨五入し整数とすること。合計値が1未満の場合は、「1」とすること。
- 6 「委託業者分」、「許可業者分」欄は、事務組合の計画処理区域内から排出されるごみを処理するために使用される委託業者及び許可業者の所有する車両・船舶について入力・記入すること。

(67表について)

- 1 平成17年度末現在所有する総台数(総隻数)及び総積載量をそれぞれ入力・記入すること。
- 2 「収集車(01), (02)」とは、各家庭等からし尿を収集し、処理施設まで運搬するための車両のことをいう。
- 3 収集車で、汚泥濃縮・脱水車等は「その他(02)」に入力・記入すること。
- 4 「運搬車(04)」とは、し尿を積替えて処理施設まで運搬するための車両、残渣等を運搬するための車両のことをいう。
- 5 「運搬船等の船舶(06)」には「海洋投入船(07)」を除いて入力・記入すること。

- 6 「(02), (04), (06) 積載量」は各車両又は船舶の積載量の合計とし、小数第 1 位で四捨五入し整数とすること。合計値が 1 未満の場合は、「1」とすること。
- 7 「委託業者分」、「許可業者分」欄は事務組合の計画処理区域内から排出されるし尿を処理するために使用される、委託業者及び許可業者の所有する車両・船舶について入力・記入すること。

(68表について)

- 1 本表は、当該事務組合で委託処理されるごみについて、その委託状況を調査するものである。事務組合を構成している市町村が委託して処理処分したものは除く。
- 2 本表では委託先の処理区分毎に処理量を入力・記入すること。例えば、一つの民間業者に不燃ごみを資源化と埋立を委託している場合は、不燃ごみで資源化された数量と不燃ごみで埋立処分された数量をそれぞれ計上すること。ただし、ごみ種別について、区分が出来ない場合は重複して選択してもよいが、その場合でも必ず処理区分についても選択し、委託先毎に入力・記入すること。また、分別収集をしていない場合には、「混合」ごみとすること。重複選択する場合は数値間に「,」（半角）を入力・記入のこと。
- 3 処理区分における「飼料・堆肥化」とは、コンポスト化も含む。「資源化」は「飼料・堆肥化」、「燃料化」を除いたものである。
- 4 保管や運搬のみ委託の場合は、入力・記入しないこと。
- 5 組合所有の処理施設を、管理のみ委託しているものは、入力・記入しないこと。
- 6 広域臨海環境整備センターへ委託している場合には、当該センターへの搬入量と整合を確保すること。
- 7 (財)日本容器包装リサイクル協会へ委託して資源化した数量については入力・記入しないこと。

事業経費調査票〔組合用〕の入力・記入上の注意

(71表について)

- 1 平成17年度決算額又は決算見込み額を入力・記入すること。
- 2 起債償還額に係るものは除くこと。
- 3 「その他(06)」には、許可申請・更新手数料等の前記指定費目以外に廃棄物処理事業に係る特定財源がある場合のみ入力・記入すること。
- 4 「使用料(04)」とは、ごみ焼却場にごみを搬入する場合等に徴収する使用料をいう。
- 5 「手数料(04)」とは、廃棄物処理法第6条の2に基づき徴収している手数料をいう。
- 6 ごみ、し尿の処理に直接係わらない管理部門等の経費については、職員数等によってごみ及びし尿に区分して入力・記入すること。
- 7 「一般財源(08)」の欄には市町村分担金を含めないこと。
- 8 合計(08)については、73表の合計(15)と一致すること。

(73表について)

- 1 構成する市区町村ごとの分担金をそれぞれ整数で入力・記入すること。
- 2 ※1、※2の合計は71表の歳入の市町村分担金と一致すること。

(72表について)

- 1 起債償還額に係るものは除くこと。
- 2 平成17年度決算額又は決算見込み額を入力・記入すること。
- 3 「建設・改良費(01~05)」は一般廃棄物処理施設の整備(修繕費は含まない。災害復旧費を含む)に係る経費(工事雑費、事務費を含む)をいう。
- 4 「その他(03)」とは中継施設、清掃事務所の整備に係る経費をいう。
- 5 「調査費(04)」とは建設・改良工事又はアセスメントに係る調査費をいう。
- 6 「人件費(06)」とは、給与費、手当、賃金、福利費、報酬、退職給与金、研修費、報償賞等職員に係る経費をいう。
- 7 「収集運搬費(07)」とは、収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送等の収集運搬に係る人件費以外の経費をいう。粗大ごみ、大掃除、年末年始対策費も含む。

- 8 「中間処理費(08)」とは、処理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の維持管理費用等人件費以外の中間処理に係る経費をいう。
- 9 「最終処分費(09)」とは、埋立地の維持管理費等最終処分に係る人件費以外の経費をいう。
- 10 「車両等購入費(10)」とは、収集運搬、最終処分等に係る収集運搬車両等の購入経費をいう。
- 11 「委託費(11)」とは、施設運転の委託、収集運搬の委託等廃棄物処理に関して、自事務組合の構成市町村以外の市町村、他事務組合、民間業者に対して委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。
- 12 「その他(12)」とは、廃棄物に関する調査研究費(建設・改良工事又はアセスメントに係るものを除く)をいう。
- 13 「その他(14)」とは、第三セクターへの拠出金等、他の項目に属さない経費をいう。
- 14 「合計(15)」=小計(05)+小計(13)+その他(14)となること。
- 15 合計(15)については71表の合計(09)と一致すること。

施設整備状況調査票について

- 1 この調査票は、市町村及び一部事務組合で設置している平成18年3月31日時点で着工（建設中も含む）している施設で、次の施設を対象としている。
 - ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定に基づく届出施設
 - ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定に基づく許可施設
 - ③容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律施行規則第2条の規定に基づく保管施設
- 2 都道府県、市町村、事務組合が設置している施設、PFI事業による（民間資金活用型社会資本整備事業国庫補助金を交付された者が設置した）施設については、施設の設置者が「都道府県・市町村・事務組合用」調査票に入力・記入すること。
民間、広域臨海環境整備センター、公社、第3セクター等が設置している施設及び特定施設については、施設設置許可権者が「民間施設用」調査票に入力・記入すること。
なお、事務組合で設置している施設については構成市町村において記入しないこと。
- 3 平成17年度中に休止、廃止した施設についても処理・処分の実績がある場合は休止、廃止するまでの実績値を入力・記入すること。
- 4 数量等は処理能力を除き全て整数で入力・記入すること。小数点以下については四捨五入し、値が0の場合も必ず「0」と記入すること。
- 5 平成17年度末現在で地方公共団体コード、設置者名、施設名称に変更がある場合は、変更後の地方公共団体コード、名称等を入力・記入すること。
- 6 同一敷地内であっても明らかに異なる施設（例：受入施設から残渣搬出施設まで別の施設）の場合は別施設とすること。
- 7 調査対象年度に新たに着工した施設については、新規施設として新たに入力するか、白紙の調査用紙に記入すること。（調査用紙については8ページを参照して下さい。）
- 8 休止・廃止とは、廃棄物処理法第9条第3項中「第1項ただし書」を「第9条の3第7項」に読み替えて、休止・廃止の旨を都道府県知事に提出しているもの。

焼却施設

- 1 年間処理量欄には当該施設で処理した全量（産業廃棄物を搬入している場合はその量を含む）を入力・記入すること。
- 2 資源回収量とは主に焼却灰から回収された金属、骨材等で利用されたスラグの数量のことをいうが、焼却施設内にごみの選別施設等が設置されている場合は、それによる回収量も計上すること。
- 3 焼却対象廃棄物は該当する全てを選択すること。なお、処理残渣とは粗大ごみ処理施設等中間処理施設で処理された破碎ごみや中間処理により発生する可燃性の残渣等のことをいう。
- 4 施設の種類、処理方式、炉型式が異なる炉がある場合は別の施設とすること。
- 5 余熱利用の状況は該当する全てを選択すること。
- 6 総余熱利用量は余熱利用状況で[場内温水]、[場内蒸気]、[場外温水]又は[場外蒸気]を選択した場合に、標準ごみ質における仕様値、公称値等を入力・記入すること。
- 7 発電能力、総発電量は余熱利用状況で[発電(場内利用)]又は[発電(場外供給)]を選択した場合に入力・記入すること。
- 8 発電効率は標準ごみ質における仕様値、公称値等を入力・記入すること。ただし、仕様値等が無い場合は次式により算出すること。

$$\text{発電効率 [\%]} = \frac{860[\text{kcal / kWh}] \times \text{総発電量 [kWh / 年]}}{1,000[\text{kg/t}] \times \text{ごみ焼却量 [t / 年]} \times \text{ごみ発熱量 [kcal / kg]}} \times 100$$

- 8 総発電量は当該年度における発電量の合計量を入力・記入すること。
- 9 ごみ組成分析結果は、昭和 52 年 11 月 4 日付け環整 9 5 「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」に基づき実施しているごみの種類組成分析結果をもとに、その結果の 1 年間の平均値を入力・記入すること。

粗大ごみ処理施設

- 1 年間処理量欄には当該施設で処理した全量（産業廃棄物を搬入している場合はその数量を含む）を入力・記入すること。
- 2 粗大ごみ処理施設とは、粗大ごみを対象に破碎、圧縮等の処理及び有価物の選別を行う施設のことをいう。
- 3 処理実績について、粗大ごみ処理施設内に資源ごみの選別施設等が設置されている場合はそれによる回収量も計上すること。
処理対象廃棄物は該当する全てを選択すること
- 4 処理方式の区分は以下によること。
 - (1) 破碎 : 原則として家具等の可燃性粗大ごみを破碎することにより、焼却施設で容易に焼却し得るように処理する施設のことをいう。
 - (2) 圧縮 : 不燃性粗大ごみを破碎・圧縮する施設のことをいう。
 - (3) 併用 : 可燃性及び不燃性の粗大ごみを破碎（粉碎）する施設のことをいう。

資源化等を行う施設

- 1 年間処理量欄には当該施設で処理した全量(産業廃棄物を搬入している場合はその数量を含む)を入力・記入すること。
- 2 資源化等を行う施設とは、不燃ごみの選別施設、圧縮・梱包施設等の施設(前処理を行うための処理施設や、最終処分場の敷地内に併設されている施設を含む)、ごみ堆肥化施設(縦型多段式、横型箱式等原料の移送・攪拌が機械化された堆肥化施設)、ごみ飼料化施設、メタン化施設(メタン発酵によりメタンガス等を回収する施設)等を行う施設であり、粗大ごみ処理施設、ごみ燃料化施設、保管施設以外の施設をいう。

※昨年度までの調査においては、「高速堆肥化施設」として調査票を用いていたが、今年度から資源化等を行う施設に含める。

- 3 ごみ堆肥化施設及びメタン化施設において、し尿処理施設と重複しないように入力・記入すること。
- 4 処理対象廃棄物は該当する全てを選択すること。

ごみ燃料化施設

- 1 年間処理量欄には当該施設で処理した全量(産業廃棄物を搬入している場合はその数量を含む)を入力・記入すること。
- 2 処理対象廃棄物は該当する全てを選択すること。なお、処理残渣とは粗大ごみ処理施設等中間処理施設で処理された破碎ごみや中間処理により発生する可燃性の残渣等のことをいう。
- 2 燃料供給先確保状況は定常的な供給先を選択すること。

その他の施設(ごみの中間処理施設)

- 1 年間処理量欄には当該施設で処理した全量(産業廃棄物を搬入している場合はその数量を含む)を入力・記入すること。
- 2 その他の施設(ごみの中間処理施設)とは、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設又はごみ燃料化施設以外の施設であって、資源化を目的とせず埋立処分のための破碎、減容化等を行う施設をいう。
- 3 処理対象廃棄物は該当する全てを選択すること。

保管施設

- 1 本票の保管施設とは、容器包装リサイクル法施行規則第2条の規定に基づくものであり、資源ごみとして回収された紙・プラスチック類、資源化施設等から選別された金属類等を、資源化を目的として一時的に保管する施設である。
- 2 市町村・一部事務組合が所有する施設について入力・記入すること。
- 3 面積は、敷地面積でなく、保管を行う上で有効な部分の面積について入力・記入すること。

最終処分場

- 1 埋立容量には当該施設に埋め立てられた量（産業廃棄物を搬入している場合はその数量及び覆土を含む）を入力・記入すること。
- 2 埋立量欄には当該施設に搬入された量（産業廃棄物を搬入している場合はその数量を含む、覆土を含まない）を入力・記入すること。
- 3 埋立終了届出を行った施設についても、廃止していない施設であれば必ず入力・記入すること。
- 4 処理対象廃棄物は該当する全てを選択すること。なお、主灰の固化物は「焼却残渣（主灰）」に、飛灰の固化物は「焼却残渣（飛灰）」に含める。
- 5 遮水の方式及び浸出水の処理は該当する全てを選択すること。
- 5 施設の建設中等で未供用の場合は埋立開始年には埋立開始予定年度を、現在供用中（休止中を含む）の場合は埋立終了年には埋立終了予定年度を入力・記入すること。

し尿処理施設

- 1 処理対象廃棄物（処理実績を含む）の「有機性廃棄物」とは、家庭生ごみ、家畜・ペットふん尿、飲食店の残飯、魚屋のあら等をいう。また、「その他」とは、他のし尿処理施設から発生した汚泥等のことをいう。但し、コミュニティプラントから発生する汚泥については浄化槽汚泥とすること。
- 2 資源化量とは基本的に資源化物の生産量のことをいう。しかし、資源化物の搬出量や売却量しか分からない場合には、その値を記入してよい。いずれの値を記入したかを口にチェックすること。
- 3 処理方式のうち汚水処理の区分は以下によること。
 - (1) 嫌 気：嫌気性消化・活性汚泥処理方式
 - (2) 好 気：好気性消化・活性汚泥処理方式
 - (3) 好 希 釈：好気性処理のうち希釈ばつ気・活性汚泥処理方式
 - (4) 好 一 段：好気性処理のうち一段活性汚泥処理方式
 - (5) 好 二 段：好気性処理のうち二段活性汚泥処理方式
 - (6) 標 脱：標準脱窒素処理方式（旧低二段）
 - (7) 湿式酸化：湿式酸化・活性汚泥処理方式
 - (8) 高 負 荷：高負荷脱窒素処理方式
 - (9) 膜 分 離：膜分離処理方式
 - (10) 焼 却：焼却処理方式
 - (11) 下水投入：下水投入方式
 - (12) 浄化槽専用：浄化槽汚泥専用処理方式

(13) 一次処理：一次処理後に下水道に放流

(14) その他：上記に該当しない処理方式

4 汚泥処理のうち、メタン発酵及び堆肥化については、資源化等を行う施設のごみ堆肥化施設及びメタン化施設と重複しないように回答すること。

コミュニティプラント

1 コミュニティプラントとは、廃棄物処理法第6条第1項により定められた「市町村の定める一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水と併せて処理する施設のことをいう。

2 処理方式の区分は以下によること。

(1) 接触ばっ気：接触ばっ気処理方式

(2) 回転板接触：回転板接触処理方式

(3) 回分式活性汚泥：回分式活性汚泥処理方式

(4) 長時間ばっ気：長時間ばっ気処理方式

(5) 標準活性汚泥：標準活性汚泥処理方式

(6) 生物学的脱窒素：生物学的脱窒素処理方式

(7) 膜分離：膜分離処理方式

(8) その他：上記に該当しない処理方式